

## まちづくり計画策定担い手支援事業の概要

密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、自律的な建替促進を通じた市街地の整備改善等に資する地区計画等の都市計画の提案を促進する。

【事業主体】: 地権者組織 等(専門知識が十分ではなく、業務を委託する必要がある団体)

【対象地域】: 国策として整備改善を進めるべき市街地(都市計画区域内で0.5ha以上の地区)

- ・密集市街地(25,000ha)
- ・中心市街地活性化法の認定基本計画区域
- ・都市再生緊急整備地域
- ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区 等

【補助対象】: 地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用(委託費)

- ・基礎調査(土地利用・建築物に関する現況把握、市街地環境の調査等)
- ・地区診断(地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等)
- ・地区計画等都市計画の提案素案の作成

【補助率】: 100%補助(重点密集市街地)

50%補助(重点密集市街地以外の地域)

【補助限度額】: 500万円/ha(事業費ベース)

(ただし、重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度とする。)

【平成19年度予算額】: 国費2億円

【期 間】 : 平成19~23年度 (5年間)